

家畜取引と 牛トレーサビリティ制度

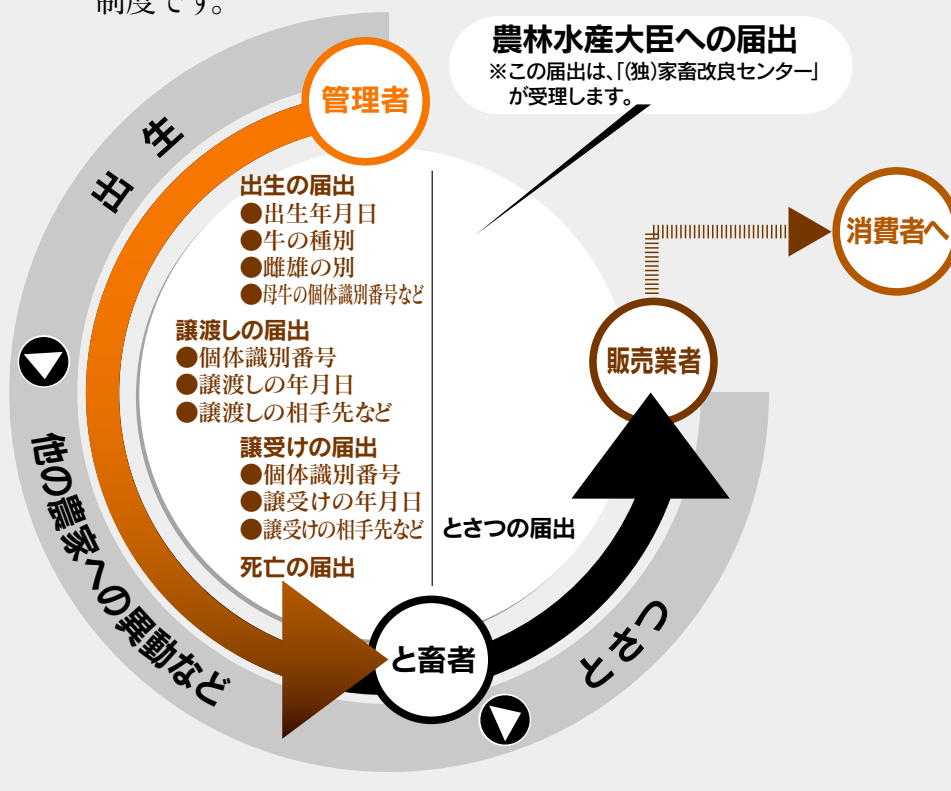


牛トレーサビリティ制度の 概要

- 15年12月に「牛トレーサビリティ制度」がスタートしました。

? 牛トレーサビリティ制度とは…

生まれた牛1頭ごとに「**個体識別番号**を印字した耳標」を装着し、生年月日や種別(品種)などとともに、牛の出生からとさつまでの間の「牛の管理者」や「飼養場所」を記録します。さらに、枝肉がカットされ消費者に提供されるまでの間、牛肉に「**個体識別番号**」を表示します。これらのごことによって、牛が生まれてから消費者に届けられるまでの履歴を迅速に追跡できるようにする制度です。



- 牛トレーサビリティ制度がスタートすることにより、BSEなどの伝染病が発生したときでも、**牛の飼養場所や生産履歴を迅速に把握**することができるようになり、BSEなどの**伝染病のまん延防止に大きな役割**を果たしていくことが期待されます。
- 牛肉の「**生産履歴**」が明らかになるため、**消費者に安心して牛肉を購入・消費してもらえ**ようになります。

(社)日本家畜商協会

TEL.03-3297-5545 FAX.03-3297-5548



家畜取引における 届出

- 牛トレーサビリティ制度では、酪農家や肉用牛農家などの「管理者」に対して
 - ①牛が生まれたとき
 - ②牛を譲り渡したとき
 - ③牛を譲り受けたとき
 - ④牛が死亡したとき
 は、必ず家畜改良センターへ届け出ることが義務づけられています。

牛の管理者は、牛を譲り渡したとき、あるいは牛を譲り受けたとき、遅れることなく、家畜改良センターへ届出を行う。



- 家畜商のみなさんは、牛の売買・流通において、「仲介者」として重要な役割を果たしていますが、この仲介に当たって、家畜商のみなさんが「家畜改良センター」へ届け出る必要があるかどうか問題となります。

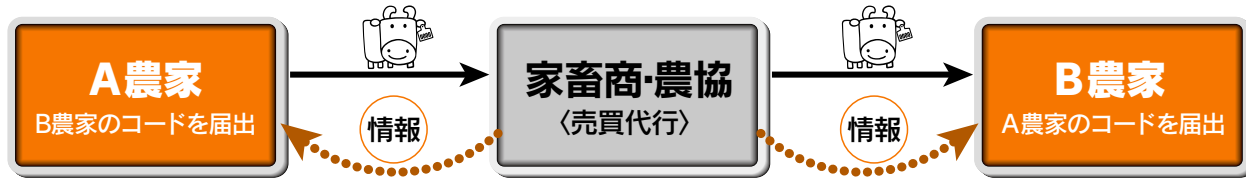
〈農家と仲介者の関係〉



- 家畜商のみなさんが家畜売買を仲介するため、牛を一時的に預かる場合は、牛の管理者とはみなされず、譲受け・譲渡しの届出を行う必要はありません。ただし、輸送期間を含めておおむね7日を超えて預かる場合は、牛の管理者として、家畜改良センターへ届け出ることが必要になります。

牛の売買を仲介する家畜商・農協が 1週間以上、牛を預かる場合は、牛の管理者として届出を行う。

①1週間以内に牛を引渡す場合 → 管理者としての届出は不要



家畜商・農協は、A・B農家へ情報（相手先のコードが分からない場合は、氏名又は名称と電話番号）を伝える。

※牛を預かる期間には、家畜の輸送期間も含む。

②牛を1週間以上預かる場合 → 自らも管理者として届出が必要



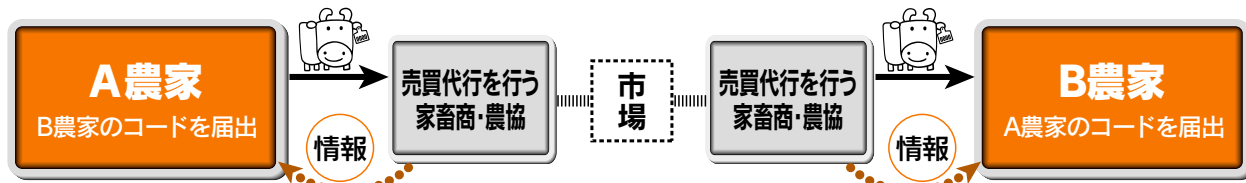
家畜商・農協は、自分のコード^(注)を農家へ伝え、自らも届出。

(注) 持っていない場合は氏名又は名称と電話番号を伝えるとともに、地方農政事務所に連絡し、コードを取得してください。

- 牛を売買したとき、その農家の方は、牛の管理者として譲渡し・譲受けの相手先も含めて、譲受け・譲渡しの届出をする必要があります。農家の方がこの届出を行うために必要な相手先の情報を提供してください。ただし、譲渡し、譲受けの相手先がすぐにはわからない場合もあろうかと思えます。その場合は、譲渡し・譲受けの相手先の代わりに直近の仲介者である家畜商、農協を届け出することもできます。

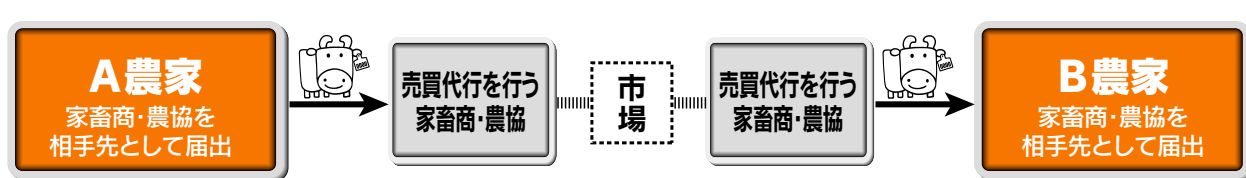
譲り渡しなどの相手先が分からない場合、農家は直接の売買
代行者である家畜商・農協を「家畜改良センター」へ届け出る。

①A・B農家がすぐに相手先を特定できる場合 → AはBを、BはAを届出



家畜商・農協は、A・B農家へ相手先の情報を伝える。

②A・B農家が相手先を特定できない場合 → A・Bともに直接の家畜商、農協を届出



家畜商・農協は、A・B農家へ自分のコード番号又は家畜市場コード番号を伝える。

インターネットで牛の生産・異動の履歴が公開されています。 この情報を**利用するための手順は、** 次のとおりです。

1 <http://www.nlbc.go.jp/>にアクセスしてください。



ここを選択

2

了解

を押して
ください。



ここを選択

3 個体識別番号を入力してください。



番号入力したらここを選択

4 牛の生産・異動履歴が表示されます。

牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1234567890	H14.01.01	オス	0093456789	ホルスタイン種

	飼養地	異動内容	異動年月日	住所	氏名または名称
1	〇〇県	出生	H14.01.01	△×郡〇×町	鈴木 太郎
2	〇〇県	転出	H14.07.20	△×郡〇×町	鈴木 太郎
3	〇〇県	搬入	H14.07.20	△×郡〇×町	〇×△家畜市場
4	〇〇県	取引	H14.07.20	△×郡〇×町	〇×△家畜市場
5	××県	転入	H14.07.24	〇△郡〇×村	山田 二郎
6	××県	転出	H15.11.03	〇△郡〇×村	山田 二郎
7	△△県	搬入	H15.11.03	〇×市	〇△×と畜場
8	△△県	と畜	H15.11.04	〇×市	〇△×と畜場

家畜市場からの取引情報も表示されます

(注)住所、氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開されます。